

2018司法試験受験生応援！
辰巳司法試験全国公開模試等開講特別企画

平成30年主要考查委員紹介&出題予想【民事訴訟法】

八田卓也 神戸大学大学院法学研究科教授

【所属大学教員紹介HP】

<http://www.law.kobe-u.ac.jp/undergraduate/faculty/professor/hatta.html>

八田卓也教授（以下「八田教授」といいます。）が平成30年司法試験及び予備試験考查委員（民事訴訟法・出題委員）に任命されました。

上記教員紹介HPでは、主要研究テーマとして、「当事者適格論，弁論過程論」と記載されています。また，八田教授の主要研究業績として，「任意的訴訟担当の許容性について」法学協会雑誌116巻2号・3号・4号などが記載されています。任意的訴訟担当等の当事者適格論は，平成25年に出題された後，真正面からは出題されていませんので，今年の司法試験で出題される可能性があるといえます。

また，八田教授は，一部請求と相殺の抗弁，不利益変更の禁止に関して判示した最判平6.11.22（民集48-7-1355，下記裁判所HP裁判例情報参照。以下「平成6年判例」といいます。）に関心をもたれ，同判例に関する研究論文である「明示の一部請求訴訟に対する相殺の抗弁と控訴」神戸法学雑誌60巻2号P.302～288を執筆されるとともに，判例百選の解説も執筆されています（高橋宏志ほか編「民事訴訟法判例百選（第5版）」P.236～7）。平成6年判例は，司法試験における最頻出テーマである既判力に関する本質的な理解を試すのに格好な事例といえますので，司法試験までには是非押えておいてください。

もともと，平成6年判例の事案は，非常に複雑で理解が難しいものですので，司法試験では，明示の一部請求と相殺に関する外側説に依拠することを前提に，金額等を単純化して出題してくることが想定されます。平成6年判例の最高裁判所調査官解説である水上敏「判解」『最高裁判所判例解説民事篇（平成6年度）』（法曹会，1997）P.584～5の（注九）は，「外側説を前提として，一部請求において，相殺の抗弁が主張され，それが一部認められた場合に，自働債権（の不存在）につき既判力が生じる範囲を単純化して整理」しています。この調査官解説の該当箇所の記述は，金額が単純化されるとともに，説明図も的確でわかり易いので，参考にしてみたらよいと思います。

【参 考】

- ・最判平6.11.22（民集48-7-1355）（裁判所HP裁判例情報）

http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=52458

原案作成：辰巳法律研究所教材チーム（スタ論・全国公開模試等担当）

監 修：辰巳専任講師・弁護士 福田俊彦 先生